

事業所における自己評価結果（公表）

公表日：令和 5年 2月 6日

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	4	0	国の定めた基準以上の広さを確保し、スペースは利用児童の特性に応じて適切に配置・利用しております。 また、コロナ禍での対応として机と机の間に一定のスペース・アクリル板を使用するなどの工夫もしております。	
	2	4	0	国の定める配置基準では、事業所に児童発達管理責任者・管理者を1名以上配置、児童10名までに職員2名を配置、それ以上の児童が利用する際には、利用児童5名につき職員を1名ずつ増員するというものになっており、その基準を厳守しております。	
	3	4	0	入り口にはスロープがあり、事業所内はほぼフラットでバリアフリーになっております。 活動しやすいよう各部屋で用途を分け、また視覚的にも用途が分かるよう工夫をおこなっております。	
	4	4	0	日々、清掃や消毒をおこない、清潔な空間を整えております。生活空間・遊ぶスペース・療育スペースが完全に分かれており、児童が活動によって切り替えられるようになっております。	
業務改善	5	4	0	目標設定と振り返りを全職員でおこない、業務改善につとめております。 また月2回リフレクション会議を実施し、支援の改善点、療育の計画など全職員が情報を共有できるようにはかっております。	
	6	4	0	年に一度、保護者様にアンケートを依頼し、いただいた意見を職員間で検討し、リフレクション会議などで課題や改善策を話し合っております。	
	7	0	4	新規事業所のため、現時点では実施できておりません。	今後は公式Webサイトで公開してまいります。
	8	0	4	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	9	4	0	年間計画に沿った定期的な研修を実施し、職員の資質向上の機会を確保しております。	
適切な支援の提供	10	4	0	より良い支援のためにアセスメントを適切におこない、しっかりと保護者様から情報を聞き取り、記録し、保護者様や利用児童のニーズを最大限に活かせるよう支援計画を作成しております。	
	11	4	0	標準化されたアセスメントツールを使用し、保護者様のご意見・ご要望・利用児童の状況を漏らすことなく聞き取るようつとめております。	
	12	4	0	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	
	13	4	0	利用児童への直接支援は支援計画に沿っておこなわれるように支援会議で共通認識、共通理解をはかっております。 また利用児童の状況等に合わせた具体的な支援内容の検討や変更を定期的におこなっております。	
	14	4	0	毎月職員会議をおこない、多くの意見やアイデアを出してもらいプログラムを立案しております。 立案の際には役割分担を明確にしてチームで協力しながらおこなっております。	
	15	4	0	基本的に習慣化と定着を目指した繰り返しの活動を実施し、また同時に利用児童の発達に応じた個別の活動を考案し、色々な状況に合わせて活動プログラムを工夫しております。	
	16	4	0	利用児童一人ひとりに合わせた個別支援を中心に実施しておりますが、その時の状況に合わせて、さまざまな課題を助案し、小集団活動など組み合わせしております。	
	17	4	0	毎朝、職員用の掲示板にその日の利用児童の情報や役割分担を掲示し、全員で共有しております。必要に応じて、その日の支援内容や利用児童の課題や気づき等、情報共有をしたり、相談し合っております。	
	18	4	0	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	
	19	4	0	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげています	
関係機関や保護者との連携	20	4	0	定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しを判断している	
	21	4	0	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	
	22	4	0	関係機関との会議にも積極的に参加し、子育て支援等からいただいた情報は活用させていただいております。	
	23	0	4	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	0	4	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	4	0	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	26	4	0	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	27	4	0	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	
	28	0	4	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	コロナ収束後は保護者様のご意向を伺いながら地域児童との交流の機会を設けるなど検討してまいります。
	29	4	0	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	
保護者への説明責任等	30	4	0	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	
	31	4	0	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	
	32	4	0	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	
	33	4	0	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	
	34	4	0	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	
	35	0	4	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	コロナ収束後は保護者様同士の交流の機会を設けるなど検討してまいります。
	36	4	0	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	
	37	4	0	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	
	38	4	0	個人情報の取扱いに十分注意している	
	39	4	0	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	
非常時等の対応	40	0	4	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	今後、コロナ収束の後は保護者様のご意向を伺いながら地域への働きかけを検討してまいります。
	41	4	0	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	
	42	4	0	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	
	43	4	0	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	
	44	4	0	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	
	45	4	0	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	
	46	4	0	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	
47	4	0	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	利用契約書に準じ原則身体拘束はございませんが、万が一自傷・他害行動などにより支援に支障をきたすと考えられる場合は、限りやむを得ず身体拘束に踏み切る場合は、児童や保護者様との十分な説明をおこない、承諾を得て支援計画に記載するようにつとめてまいります。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。